

徳島県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、包括外部監査人梶野正寛との協議が調ったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和六年四月十九日

徳島県監査委員

鹿山公弘

同

大西健康生

同

大寺健司

同

眞貝浩司

同

古野司

一 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名 戸田 順也

住所 徳島県徳島市中通町一丁目三三番地

氏名 井関 勝令

住所 徳島県徳島市万代町五丁目五三番地の一

二 包括外部監査人の監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和六年四月八日から令和七年三月三十一日まで